

## 学生とミモザ企業のマッチング促進事業企画提案募集要項

兵庫県では、若い世代の県外流出が課題となっています。県の持続的な発展のためには、女性を含めた多くの人材を惹きつける、魅力ある職場環境づくりが欠かせません。

こうしたなか、令和4年11月に「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」を創設し、以来244社を「ミモザ企業」として認定しました。

本事業では、ミモザ企業の価値向上を図るため、学生とミモザ企業の交流を通じてミモザ企業の魅力発信に努めるとともに、学生とミモザ企業が出会う場を提供することで、学生が自身のキャリアを考え、ミモザ企業への就職の促進に繋がっていきたいと考えています。

事業実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と創意工夫を凝らした企画を取り入れるため、企画提案コンペにより受託事業者を選定することとし、次のとおり受託希望事業者を募集します。

### 1 募集内容について

業務概要	別紙「学生とミモザ企業のマッチング促進事業委託仕様書」のとおりに
業務委託額	3,505千円以内とする
業務委託期間	契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 2 募集・応募について

募集期間	令和8年4月7日（火）から4月21日（火）まで （受付時間：期間中の平日の9～12時、13～17時）
応募資格	実施事業者は、次の全ての要件を満たす者であること （1）事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること （2）県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと （4）提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること （5）宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと （6）暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと （7）国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと （8）県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
提出書類	（1）企画提案応募申請書（様式1） （2）提案者概要（様式2） （3）提案にかかる資料（様式任意） （4）経費積算見積書（様式3） （5）事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による） （6）県税（県内に事業所を有する事業者に限る）、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類〔納税証明書等〕（県の入札参加資格を有している場合は除く） （7）その他、県から個別に提出を求められた書類

提出方法	<p>(1) 提出先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県 県民生活部男女青少年課 男女共同参画班</p> <p>(2) 提出方法 郵送（期限内必着）又は持参（受付時間内に限る）</p> <p>(3) 提出部数 正本1部、副本6部 ・様式1～2については、原則A4タテで作成すること ・製本ごとに通してページ番号を付すこと</p>
留意事項	<p>(1) 提出された書類は返却しない、また審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある</p> <p>(2) 提出された資料について問い合わせを行うことがある。また、必要に応じて資料の補正、追加説明資料の提出を求めることがある</p> <p>(3) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とする</p>

### 3 審査について

審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県男女青少年課を事務局とする審査会において内容を審査し、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを求めることがある</li> <li>・ 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合、審査会の日程・場所等を別途通知する。</li> </ul>
審査基準	<p>下記の項目を中心に審査を行う</p> <p>(1) 「事業の遂行能力」（業務執行体制、事業運営実績）</p> <p>(2) 「事業広報体制」（周知方法の効果、広報媒体の妥当性、広報経費の妥当性）</p> <p>(3) 「当日運営体制」（開催時期を踏まえた実施方法の工夫、会場レイアウト、出展企業情報の発信方法、人員体制）</p>
その他	<p>(1) 審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する</p> <p>(2) 受託候補者として選定された者は、県との業務委託契約締結に向けた協議を行う。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査・協議を踏まえ、提案内容の一部修正を求める場合がある</p>

### 4 その他の事項について

契約保証金	<p>委託契約の締結にあたっては、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を県に納める。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全額又は一部を免除することがある。</p>
委託料支払	<p>原則、実績確認に基づく精算払いとする</p> <p>なお、事情の変化等により、委託契約の内容どおりに業務が執行できない場合は、県との協議の上、変更契約の締結を求める場合があり、それに伴い契約金額の変更が生じる場合がある</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。ただし委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる</li> <li>・ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること</li> </ul>

## 5 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
兵庫県県民生活部男女青少年課男女共同参画班  
TEL : 078-362-3160 FAX : 078-362-3891  
E-mail : danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp

### 【参考：スケジュール】

令和8年4月 7日 (火)	募集開始
4月13日 (月)	質問期限 (質問がある場合)
4月21日 (火)	応募締め切り
4月23日 (木) ~ 5月8日 (金)	審査 (予定)
5月14日 (木)	結果通知 (予定)
5月中~下旬	委託契約締結 (予定)